

「国債投資家別売買高」の集計対象となる国債（取引）の範囲

集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った条件付売買分を除いた国債の一般売買（店頭取引及び金融商品取引所市場における取引）。

集計対象となる国債

個人向け国債を除くすべての国債。

集計対象となる国債の詳細については、「「公社債種類別店頭売買高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲」に記載の表をご参照ください。

また、各投資家区分の集計対象範囲については、「投資家区分表」を御覧ください。